

琴平町 公共施設等総合管理計画

～将来の公共施設等のあり方について～



平成 29 年 3 月策定

令和 4 年 3 月改訂

琴平町

目次

第1章 序章	- 1 -
1. 計画策定の趣旨	- 1 -
2. 計画の目的と位置づけ	- 2 -
3. 計画期間	- 2 -
4. 計画対象施設	- 2 -
第2章 琴平町の現況	- 3 -
1. 琴平町の概況	- 3 -
2. 人口の動向と将来予測	- 4 -
3. 産業	- 5 -
4. 財政状況	- 6 -
5. 有形固定資産減価償却率の推移	- 9 -
第3章 公共施設等の現状及び将来推計	- 10 -
1. 対象施設	- 10 -
2. 建物系公共施設	- 13 -
3.2.1 建物系公共施設の整備状況	- 13 -
3.2.2 過去に行った対策の実績	- 15 -
3.2.3 建物系公共施設の更新費用（従来型推計）	- 15 -
3.2.4 建物系公共施設の更新費用（公共施設整備構想+長寿命化型推計）	- 18 -
3. インフラ	- 21 -
3.3.1 道路の更新費用	- 21 -
3.3.2 橋りょうの更新費用	- 22 -
3.3.3 下水道施設の更新費用	- 23 -
4. 公共施設とインフラ全体	- 24 -
第4章 公共施設等の総合的な基本方針	- 25 -
1. 基本方針	- 25 -
2. 実施方針	- 26 -
第5章 施設類型ごとの基本方針	- 30 -
1. 学校教育系施設	- 31 -
2. 町民文化系施設	- 33 -
3. 社会教育系施設	- 35 -

4. スポーツ・レクリエーション/観光系施設、公園.....	- 36 -
5. 子育て支援施設	- 38 -
6. 保健・福祉施設	- 39 -
7. 行政系施設	- 40 -
8. 公営住宅.....	- 41 -
9. 産業系施設	- 42 -
10. その他の建物系公共施設	- 43 -
11. 道路.....	- 45 -
12. 橋りょう	- 45 -
13. 下水道施設	- 46 -
14. 治山・治水	- 47 -
15. 農林業関連インフラ.....	- 47 -
第6章 おわりに	- 48 -

第1章 序章

1. 計画策定の趣旨

公共施設等総合管理計画とは、「地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画」のことです。中・長期的なまちづくりの視点に立った持続可能な公共施設のあり方として、施設の長寿命化や延命化を図るとともに、効果的かつ効率的な整備と管理運営を行うことで、引き続き町民が安全に安心して、そして快適に公共施設を利用できる本町の将来像の実現を目指すものです。

本町が所有する公共施設は、小中学校などの学校教育系施設、総合センターや文化会館などの町民文化系施設、役場庁舎や消防団などの行政系施設、公営住宅など多岐にわたっています。これらの公共施設は、今後、更新時期を迎えることから、多額の修繕や建て替え費用に対する財源の確保が必要となります。また、現下の厳しい財政状況の中、少子高齢化の進行と人口減少に対応していくには、既存の公共施設をできる限り有効に活用し、時代とともに変化する町民のニーズに適切に対応する必要があります。また、道路や橋りょう、下水道施設などのインフラについても、安全性・利便性の確保と今後の更新費用の状況に目を向けていかねばなりません。

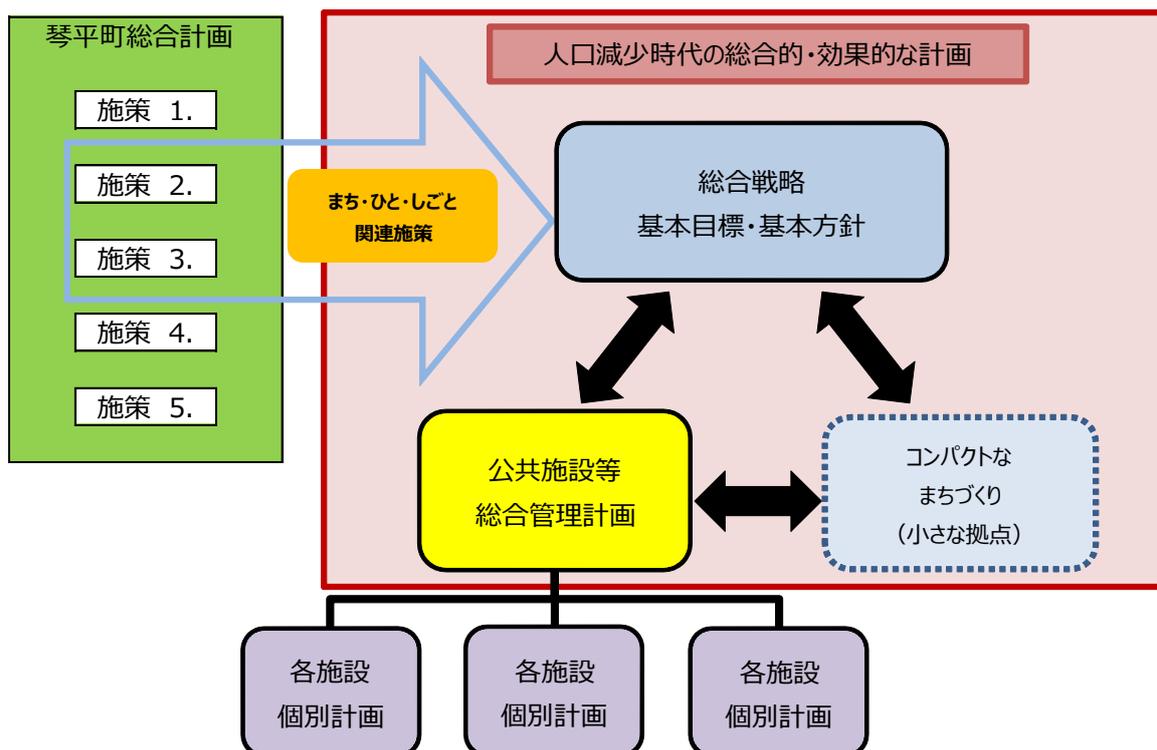
このような現況を踏まえ、これからの公共施設等のあり方を考える公共施設マネジメントに取り組むこととし、基礎的かつ横断的な資料として、本町が保有する公共施設等の全体像と各施設類型別の現状分析をまとめた「琴平町公共施設等総合管理計画」（以下、本計画という。）を平成28年度に作成を行いました。

さらに、国より個別の施設やインフラ毎の実行計画を策定することが求められていたことから、各施設の具体的な対策内容や実施時期、対策費用等を示した長寿命化計画（個別施設計画）を令和2年度までに策定しており、これらの長寿命化計画（個別施設計画）の内容を踏まえ、令和3年度に本計画を改定しています。

2. 計画の目的と位置づけ

本計画は、「琴平町総合計画」を下支えする計画であり、総合戦略等とも連携しながら、各政策分野の中で公共施設面の取り組みに対して横断的な指針を提示するものです。

図表 1-1：本計画の位置づけ



(「琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略」平成27年10月をもとに作成)

3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年度(2017年)から10年間とし、計画の実施については、随時見直しを行います。

4. 計画対象施設

建物や道路、橋りょう、下水道などの、本町が保有し又は借り上げているすべての公共施設等を対象とします。

第 2 章 琴平町の現況

1. 琴平町の概況

図表 2-1：琴平町の位置



琴平町は香川県のほぼ中央に位置する仲多度郡の西部を占めており、東経 133 度 49 分 36 秒、北緯 34 度 12 分 7 秒にあります。総面積は 8.47 km²で、町域は東西 3.3km、南北 5.3km におよびます。

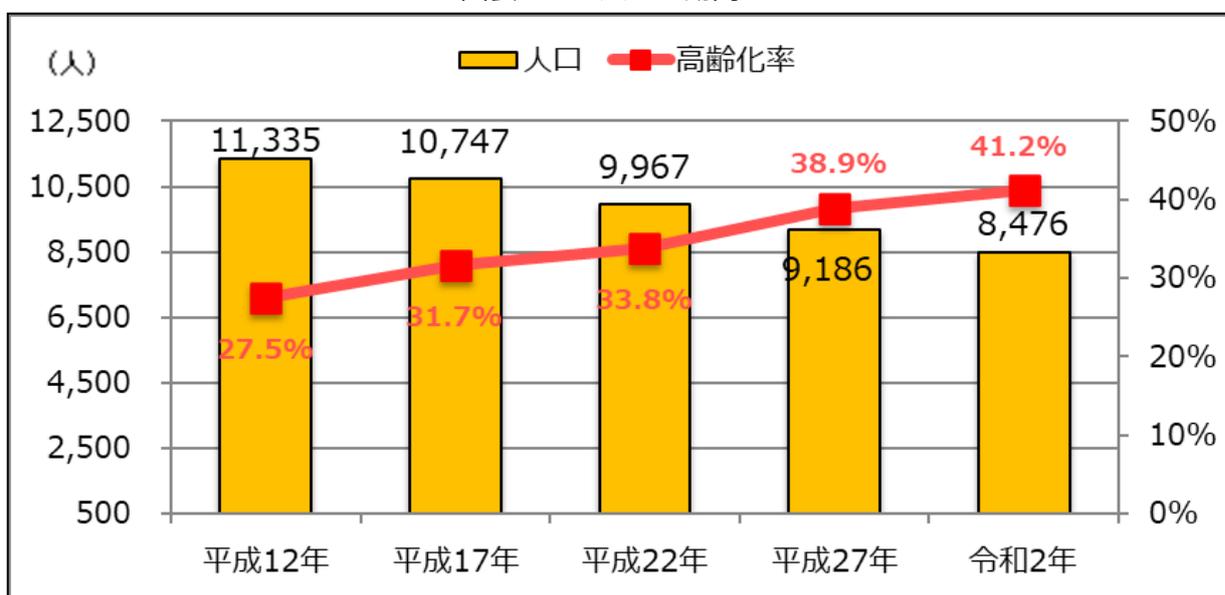
地勢は南北に長く、金倉川と土器川の扇状地にあります。町域の西側が、標高 524m、瀬戸内海国立公園・名勝天然記念物に指定されている象頭山の山裾に沿っています。東及び南はまんのう町、南西は三豊市、北から北西にかけて善通寺市に接しています。

町内には、国道 319 号・同 377 号が走り、徳島、高知、愛媛に通じています。高松自動車道善通寺 I C へは国道 319 号を通過して約 6.5km の位置にあります。公共交通機関としては、JR 土讃線の琴平駅、高松琴平電鉄琴平線の終点駅があります。県庁所在地高松市の中心部へは自家用車、電車のいずれを使っても 60 分以内の距離です。

2. 人口の動向と将来予測

- 65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、少子高齢化が進行しています。
- 2060年に本町の人口は4,242人になるという予測がされていますが、6,064人とすることを目指しています。

図表 2-2：人口の動向

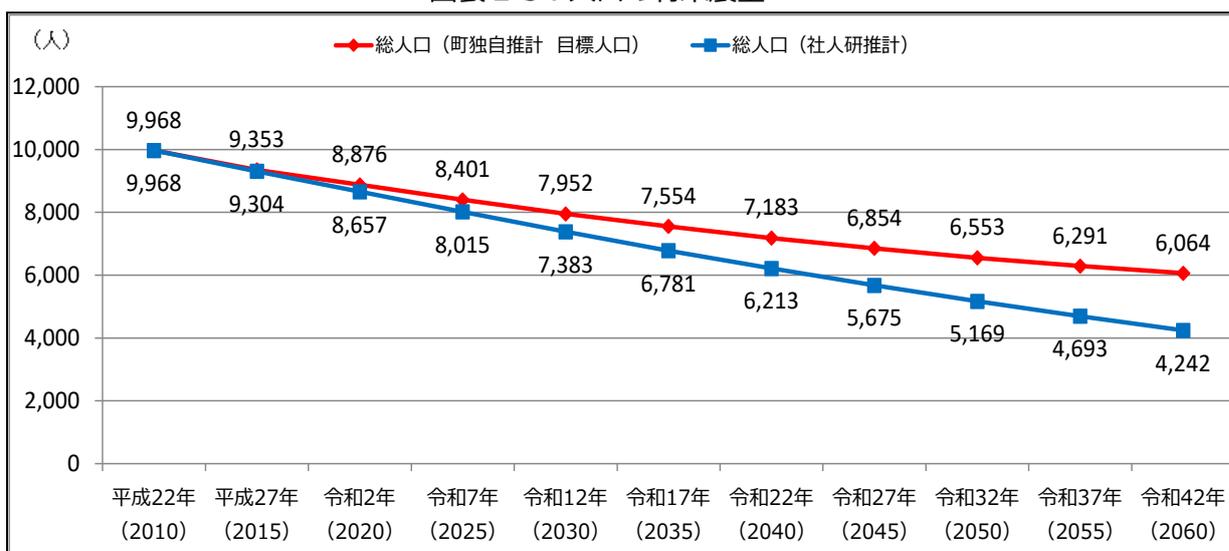


（「香川縣市町行財政要覧平成28年3月」、及び国勢調査より作成）

本町の人口は、平成12年（2000年）から令和2年（2020年）の20年間で約25%減少している一方で、高齢化率（65歳以上の人口の割合）は13.7ポイント増加しており、徐々に高齢化が進行しています。令和2年の高齢化率は、41.2%であり、4割近くの人口は高齢者となっています。

国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、本町の総人口は、令和12年（2030年）に7,383人、令和42年（2060年）に4,242人になると予測されています。本町では、「琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27年10月）を策定しており、令和12年（2030年）に7,952人、令和42年（2060年）に6,064人とすることを目指しています。

図表 2-3：人口の将来展望



人口の減少や少子高齢化など、人口構成の変化に伴い、今後の行政サービスについても見直していく必要があります。利用者が減少し、使用頻度の低下した施設など、利用需要の実態や町民のニーズの変化に応じて、公的サービスのあり方について検討を行い、公共施設等の最適な数・量や配置を実現することが望まれます。

3. 産業

本町は、「讃岐のこんぴらさん」という愛称で知られる金刀比羅宮を中心に発達した門前町として、多数の観光客を集める観光都市です。

金刀比羅宮は象頭山中腹に位置し、特に海上の安全、五穀豊穡の守護神として全国から根強い大衆信仰を受けてきました。このため、高松街道、丸亀街道、多度津街道、伊予土佐街道、阿波街道など琴平に向かう道は、こんぴら街道と呼ばれ発達してきました。参道には土産物店や旅籠、茶屋がひしめいており、今日に至るまで全国有数の観光地として大きく発展してきました。

本町の主だった地域産業資源としては、「レタス」「にんにく」「ナバナ」「清酒」「讃岐一刀彫」「にんにく」等があります。

4. 財政状況

- 財政面での課題を踏まえ、厳格な財政運営に努める必要があります。
- 事業の適正化、効率化を図り、コストの縮減に取り組む必要があります。

本町の財政状況は、図表 2-4 に歳入決算額の推移、図表 2-5 に歳出決算額の推移を示しています。

これらの図表に示すとおり、財政状況は、歳入に関しては、自主財源である地方税の決算額が年々減少している一方で、地方交付税の決算額が増加しています。歳出に関しては、扶助費等が増加しています。

今後、小中学校や町役場等の整備をはじめ、老朽化している公共施設への対応などの課題は、多額の財源を要することから、限られた財源の中で事業の適正化や効率化を図り、コストの縮減に取り組む必要があります。また、公共施設等のコストに関しては、ライフサイクルコスト（LCC）^{※1}の考え方にに基づき、建設時のコストに加え、維持・運営及び改修に必要なコストも含めて公共施設のマネジメントに努めることが必要です。

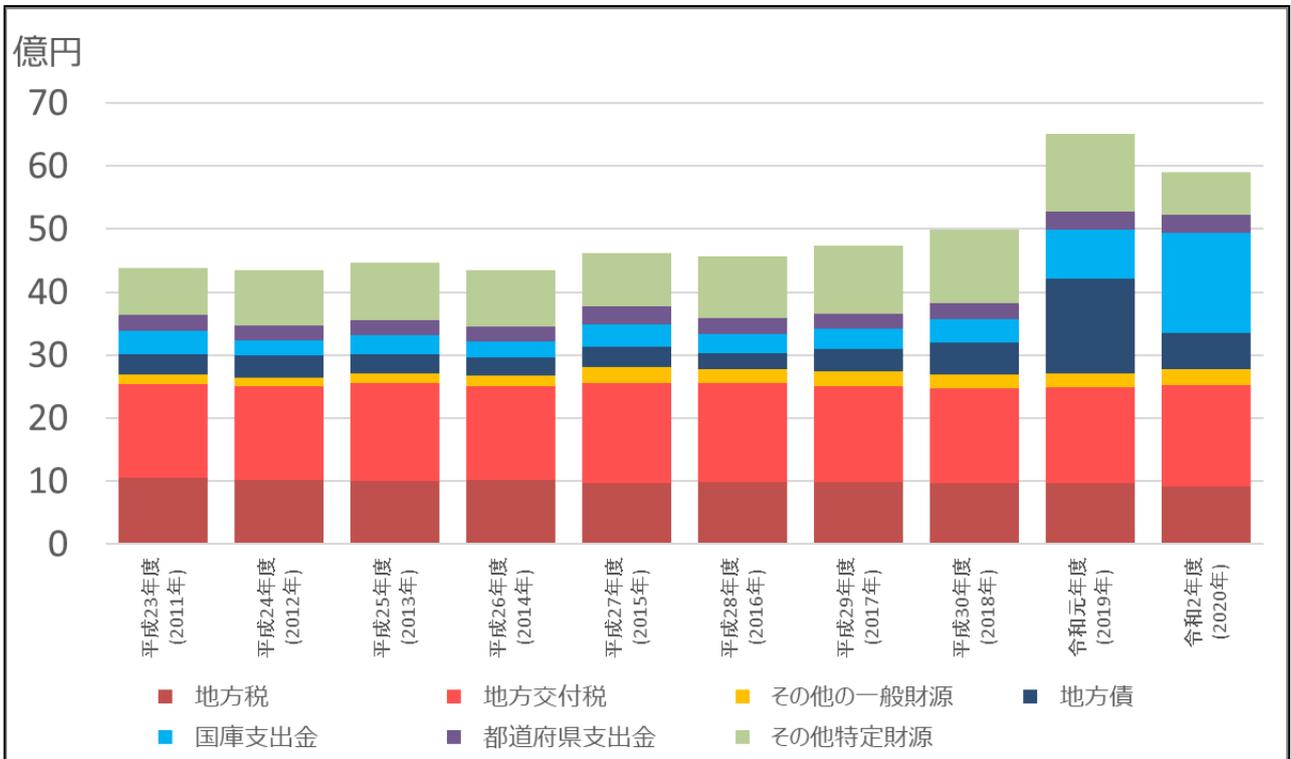
そのため、今後は、維持管理をはじめ、改修や更新等の費用を踏まえて公共施設のあり方をマネジメントし、公共施設にかかるコストと財政のバランスを保つことが求められます。

※1 建築物や構造物に関する生涯費用とも呼ばれ、企画設計、建設、管理運営、解体処分までの全期間に要する費用を意味します。

図表 2-4：歳入決算額の推移

(千円)

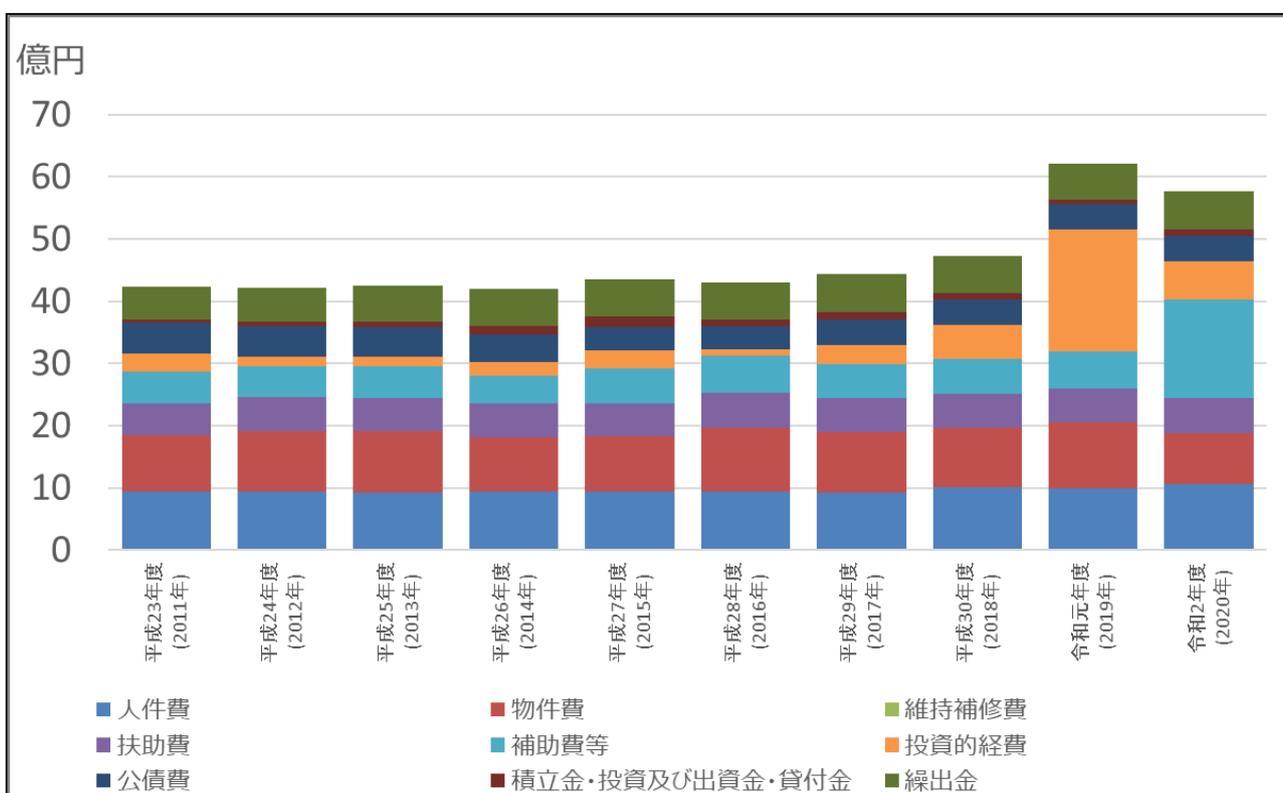
	平成23年度 (2011年)	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)	平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)
一般財源	2,692,153	2,647,352	2,702,725	2,677,999	2,812,400	2,772,044	2,735,593	2,698,620	2,709,503	2,778,888
地方税	1,046,555	1,023,308	1,009,794	1,019,220	974,080	990,737	985,619	963,988	962,820	917,657
地方交付税	1,487,008	1,480,055	1,541,410	1,489,619	1,586,333	1,566,796	1,528,977	1,511,644	1,524,418	1,611,614
その他の一般財源	158,590	143,989	151,521	169,160	251,987	214,511	220,997	222,988	222,265	249,617
特定財源	1,687,820	1,701,898	1,759,316	1,672,081	1,813,266	1,797,608	2,005,099	2,293,736	3,799,473	3,120,756
地方債	328,800	347,445	317,614	277,694	317,384	252,411	355,153	507,961	1,509,893	568,969
国庫支出金	367,567	234,753	291,170	256,634	362,237	316,794	322,439	370,449	764,419	1,587,566
都道府県支出金	256,655	242,769	236,444	236,865	289,510	247,998	248,582	255,133	299,395	287,723
その他特定財源	734,798	876,931	914,088	900,888	844,135	980,405	1,078,925	1,160,193	1,225,766	676,498
歳入合計	4,379,973	4,349,250	4,462,041	4,350,080	4,625,666	4,569,652	4,740,692	4,992,356	6,508,976	5,899,644



図表 2-5：歳出決算額の推移

(千円)

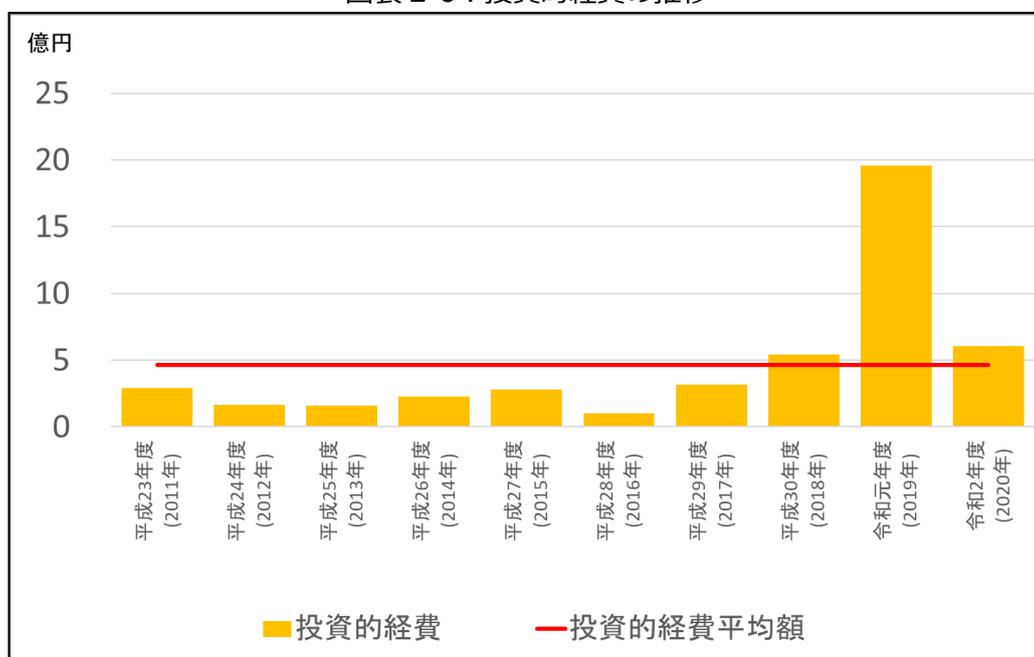
	平成23年度 (2011年)	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)	平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)
人件費	939,076	937,346	923,809	935,235	938,806	934,300	932,355	1,005,390	985,760	1,066,412
物件費	902,579	977,269	993,136	877,440	889,158	1,023,354	966,389	964,179	1,064,753	820,222
維持補修費	3,842	590	193	311	580	381	578	431	308	698
扶助費	508,608	538,793	523,647	543,889	532,050	561,045	548,140	531,847	536,105	557,577
補助費等	509,569	491,281	507,951	434,877	566,247	600,056	531,990	574,149	598,233	1,584,158
投資的経費	289,677	166,773	160,206	230,308	280,286	100,865	315,108	540,329	1,959,426	605,130
公債費	502,523	496,993	478,230	440,480	385,390	386,460	404,807	404,984	420,815	423,732
積立金・投資及び出資金・貸付金	51,134	56,755	86,399	140,510	158,244	89,081	118,606	109,029	60,912	94,981
繰出金	533,298	543,601	581,296	586,670	599,025	597,869	614,293	596,780	585,718	608,159
歳出合計	4,240,306	4,209,401	4,254,867	4,189,720	4,349,786	4,293,411	4,432,266	4,727,118	6,212,030	5,761,069



歳出状況のうち、公共施設やインフラ等に関連のある投資的経費の推移を示しています。

10 年間の推移をみると、投資的経費の 1 年あたり平均は、4.6 億円となります。

図表 2-6：投資的経費の推移



5. 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産（建物や道路、橋梁等）の老朽化がどの程度進んでいるかを表します。本町の場合は、町が保有する償却対象資産全体の 50%程度が減価償却をしている（老朽化が進行している）ということになります。施設によっては、使用期間が耐用年数に迫るものもあることから、計画的な老朽化対策等に取り組んでいく必要があります。

図表 2-7 有形固定資産減価償却率の推移

平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
51.2%	53.0%	54.3%	54.5%	48.8%

第3章 公共施設等の現状及び将来推計

1. 対象施設

図表 3-1 は、対象とする公共施設等について、それぞれ施設類型、施設名称、総延床面積を示しています（令和 3 年 3 月 31 日現在）。総延床面積の合計は、53,408 m²となります。平成 28 年 3 月 31 日現在では、51,780 m²であったため、施設保有量の推移としては、微増となっています。

図表 3-1：対象とする施設類型

施設類型	施設名称	総延床面積 (m ²)
学校教育系施設	琴平町立象郷小学校	3,550.94
	琴平町立榎井小学校	4,712.70
	琴平町立琴平小学校	5,385.58
	琴平町立琴平中学校	7,340.12
町民文化系施設	琴平町文化会館	1,412.82
	琴平町公会堂	913.70
	象郷会館	164.80
	琴平町総合センター	1,207.34
	榎井公民館	338.00
	琴平町教育集会所	319.78
	琴平町婦人会教室	62.41
	神明町・高薮集会所	49.50
	阿波町北自治会集会場	50.11
社会教育系施設	町立ギャラリー-ACT ことひら	457.38
スポーツ・レクリエーション /観光系施設、公園	呑象楼	124.19
	旧金毘羅大芝居	1,481.97
	いこいの郷公園	6,733.70
子育て支援施設	琴平町立北幼稚園	365.31
	琴平町立南幼稚園	496.28
	琴平町立北保育所	507.47
	琴平町立南保育所	948.70

※子育て支援施設の北幼稚園及び北保育所は北こども園に、南幼稚園及び南保育所は南こども園に、令和 4 年 4 月よりそれぞれ一元化します。

施設類型	施設名称	総延床面積 (㎡)
保健・福祉施設	琴平町社会福祉センター	795.08
	介護予防拠点施設ゆうあいの家	106.68
	琴平町ふれあい交流館	388.05
行政系施設	琴平町役場庁舎	2,266.07
	琴平町教育委員会	376.00
	琴平町消防団本部	187.92
	琴平町第2分団消防車庫	49.51
	琴平町第3分団消防車庫	58.83
	琴平町消防団谷川倉庫	4.95
公営住宅	平松第1団地	426.24
	平松第2団地	543.04
	北野町第2団地	272.80
	北野町南団地	2,014.84
	神明町住宅	49.50
	豊明第1団地	464.54
	豊明第3団地	3,349.89
	北野町団地	2,930.71
	福田住宅	29.85
	富士見町公営住宅	78.99
産業系施設	象郷農業構造改善センター	442.29

施設類型	施設名称	総延床面積 (㎡)
建物の系公共施設 その他の	本庁舎車庫・倉庫	216.13
	琴平町斎場	409.92
	琴平センター	16.06
	マイクロバス車庫・雑品庫	91.12
	北神苑公衆便所	47.52
	JR 琴平駅前公衆便所	59.76
	札の前公衆便所	68.00
	町営駅前西駐車場トイレ	15.00
	町営駅前西駐車場管理小屋	3.90
	町営駅前東駐車場トイレ	15.00
	町営駅前東駐車場管理小屋	3.90
	旧琴平町学校給食センター	405.76
	旧琴平町立児童館	176.02
	旧社会福祉法人琴平助産院	305.64
旧火葬場管理事務所	115.85	
インフラ	道路	
	橋りょう	
	下水道施設	
	治山・治水	
	農林業関連インフラ	

2. 建物系公共施設

3.2.1 建物系公共施設の整備状況

- 公共施設の多くは、1970年代に整備されています。
- 全体の43.2%が旧耐震基準の施設です。

図表 3-2 は、建物系公共施設（一般会計分）に関する施設類型ごとの総延床面積を示しています。図表 3-3 は、施設類型ごとの総延床面積割合を示しています。主な施設類型の総延床面積の割合は、学校教育系施設が約 39%、公営住宅が約 19%となっています。

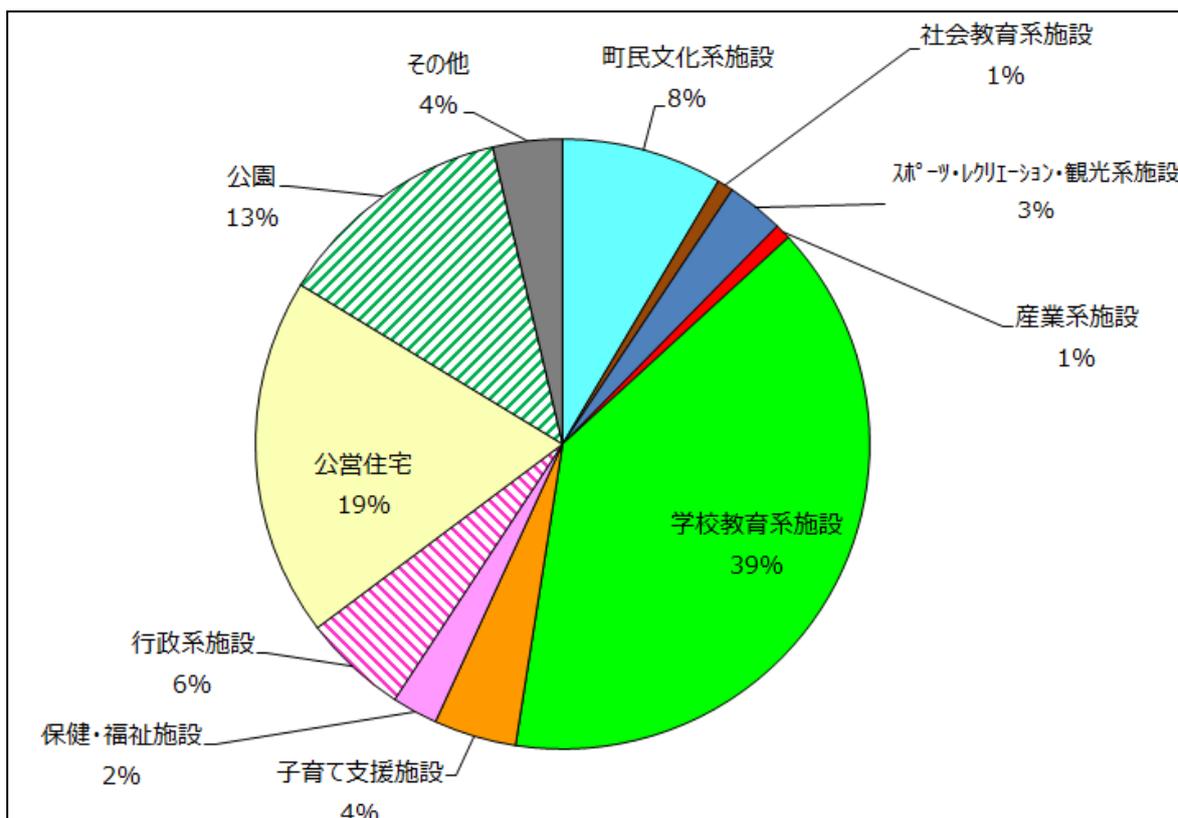
図表 3-4 は、建物系公共施設（一般会計分）の年度別整備延床面積を示しています。多くの施設が 1970 年代に整備され、1981 年以前に整備された旧耐震基準の施設は、全体の 43.2%を占めています。

老朽化が著しい施設は、大規模改修や建替えが必要となります。一般的には、鉄筋コンクリート造の建物の場合、築後 30 年程度が経過すると大規模改修が、築後 60 年程度が経過すると建替えが必要になると言われており、1970 年代に整備された施設については、大規模改修や建替えの時期を迎えます。

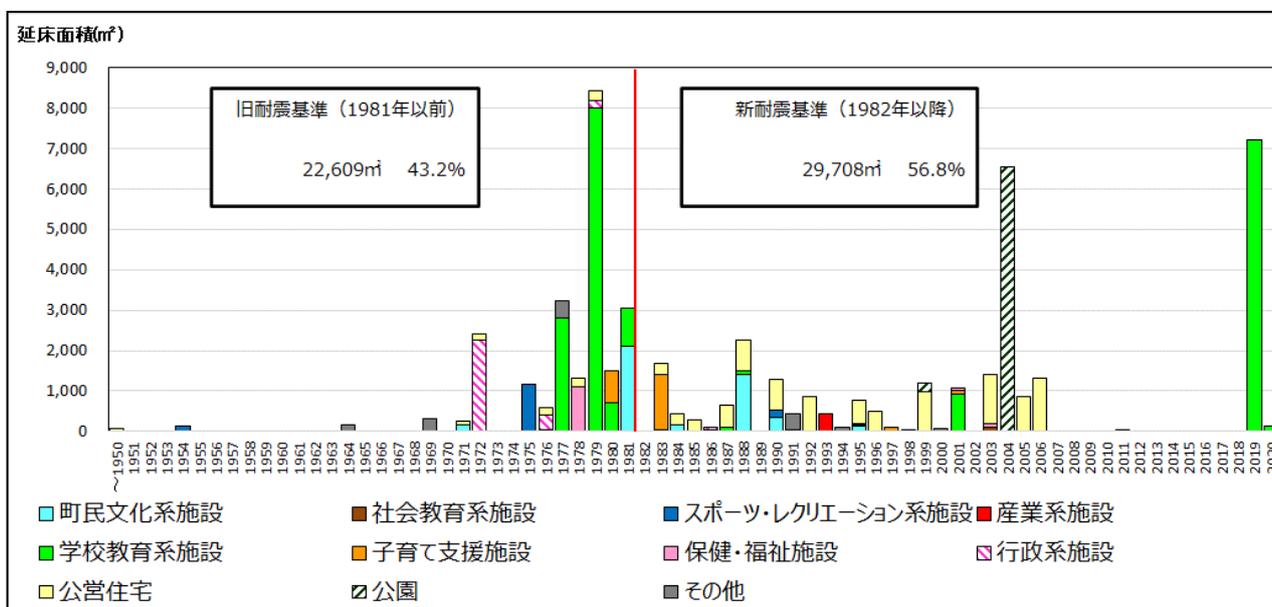
図表 3-2：建物系公共施設の施設類型ごとの総延床面積

施設類型	総延床面積 (㎡)
学校教育系施設	20,989.34
町民文化系施設	4,518.46
社会教育系施設	457.38
スポーツ・レクリエーション・観光系施設	1,606.16
子育て支援施設	2,317.76
保健・福祉・医療施設	1,289.81
行政系施設	2,943.28
公営住宅	10,160.40
公園	6,733.70
産業系施設	442.29
その他	1,949.58
合計	53,408.16

図表 3-3：建物系公共施設の施設類型ごとの総延床面積割合



図表 3-4：建物系公共施設の年度別整備延床面積



3.2.2 過去に行った対策の実績

本計画策定後に、公共施設マネジメントとして実施した対策としては、一例として下記の内容が挙げられます。

対策の種類	取り組み内容
解体・撤去等	柳谷団地の除却
建替え・新規取得等	琴平中学校の建替え

3.2.3 建物系公共施設の更新費用（従来型推計）

<更新費用推計について>

本町の今後の公共施設等のあり方を検討するため、2022年度から2061年度までの40年間ににおける更新費用を推計します。

試算にあたっては、施設の耐用年数経過後に、現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積の数・量に更新単価を乗じることなどにより算出しました。詳細な条件については後述しています。

- 今後40年間の更新費用は、総額214.3億円という試算が出ています。

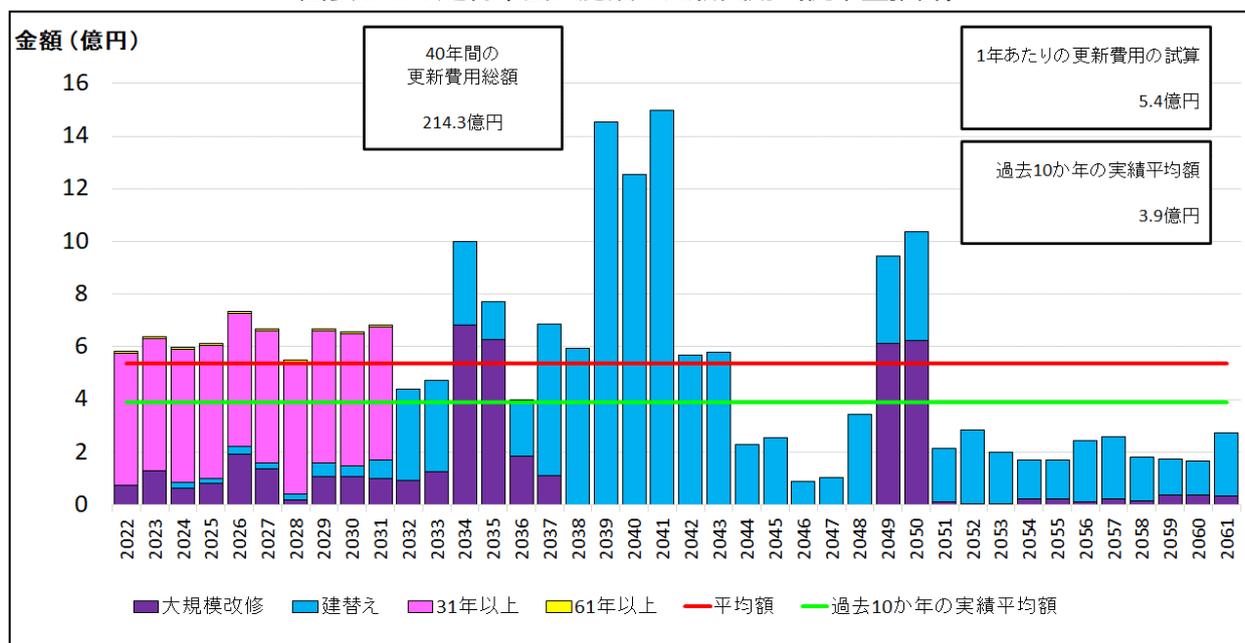
図表3-5は、建物系公共施設に関する将来の更新費用の推計（従来型推計）を示しています。

本町が保有する建物系公共施設について、現状（令和3年3月31日現在）の規模のまま建替えを行った場合、今後40年間で214.3億円の更新費用を要し、1年間の平均としては、5.4億円かかる試算となりました。

過去10か年の公共施設にかかる投資的経費の平均額は、約3.9億円であるため（図表3-6）、過去の実績に対して約1.4倍の費用がかかる見込みとなります。

今後の財政状況を踏まえると、現状のままで施設の規模を維持することは困難であると言えます。既存施設への機能の集約化や利用者のニーズの変化に対応した施設のあり方について、検討を行う必要があります。

図表 3-5：建物系公共施設の更新費用（従来型推計）



※企業会計施設は含まない

図表 3-6：建物系公共施設の直近10か年の投資的経費（千円）

年度	投資的経費
平成 23 (2011) 年度	235,873
平成 24 (2012) 年度	129,838
平成 25 (2013) 年度	107,026
平成 26 (2014) 年度	193,257
平成 27 (2015) 年度	220,419
平成 28 (2016) 年度	55,922
平成 29 (2017) 年度	140,783
平成 30 (2018) 年度	470,269
令和 元 (2019) 年度	1,857,662
令和 2 (2020) 年度	469,140
平均	388,019

更新費用推計（従来型）の前提条件及び試算方法

試算の方法

- ・耐用年数経過後に、現在と同じ延床面積等で更新すると仮定して計算する。

$$\text{更新単価} \times \text{延床面積} = \text{更新費用}$$

すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用する。また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定している。

耐用年数の設定

- ・一律で 60 年として試算。（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」より）

更新年数の設定

- ・建築後 30 年で大規模改修（改修期間 2 年）
- ・建築後 60 年で建替え（建替期間 3 年）
- ・経過年数が 30 年を超え 50 年以下の場合は今後 10 年間で大規模改修（均等割）
- ・経過年数が 50 年を超えている場合は、大規模改修は行わず 60 年を経た年度に建替え
- ・経過年数が 60 年を超えている場合は、今後 10 年間で建替え（均等割）。

試算に用いる単価

下表は、建築系公共施設の更新単価を示した表である。

更新費用推計に関する設定・更新単価

施設分類	建替単価 (円/㎡)	改修単価 (円/㎡)
町民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、行政系施設	400,000	250,000
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、供給処理施設、公園、その他施設	360,000	200,000
学校教育系施設、子育て支援施設	330,000	170,000
公営住宅	280,000	170,000

（一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトの単価を参照）

3.2.4 建物系公共施設の更新費用（公共施設整備構想+長寿命化型推計）

- 統合や長寿命化等の対策を行うことで、費用の削減が見込まれます。
- 今後40年間の更新費用は、総額167.4億円という試算が出ており、従来型推計に対する1年当たりの削減効果は1.2億円となります。

図表3-7は、建物系公共施設について、公共施設整備構想に基づく費用の見込みと予防保全的に長寿命化対策を行い、長寿命化を図る場合の推計費用を集計、整理した結果を示しています。

公共施設整備構想については、小学校及びこども園を統合し、庁舎の建替えを行う事業を想定しており、令和9年（2027年）までは、多額の費用を要する見込みとなっています。

公共施設整備構想の対象となっている施設以外は、長寿命化型推計によって費用を算出しています。新耐震基準以降に建設された建物は長寿命化を図り、耐用年数を80年とし、旧耐震基準の建物は従来型と同じ試算条件とします。

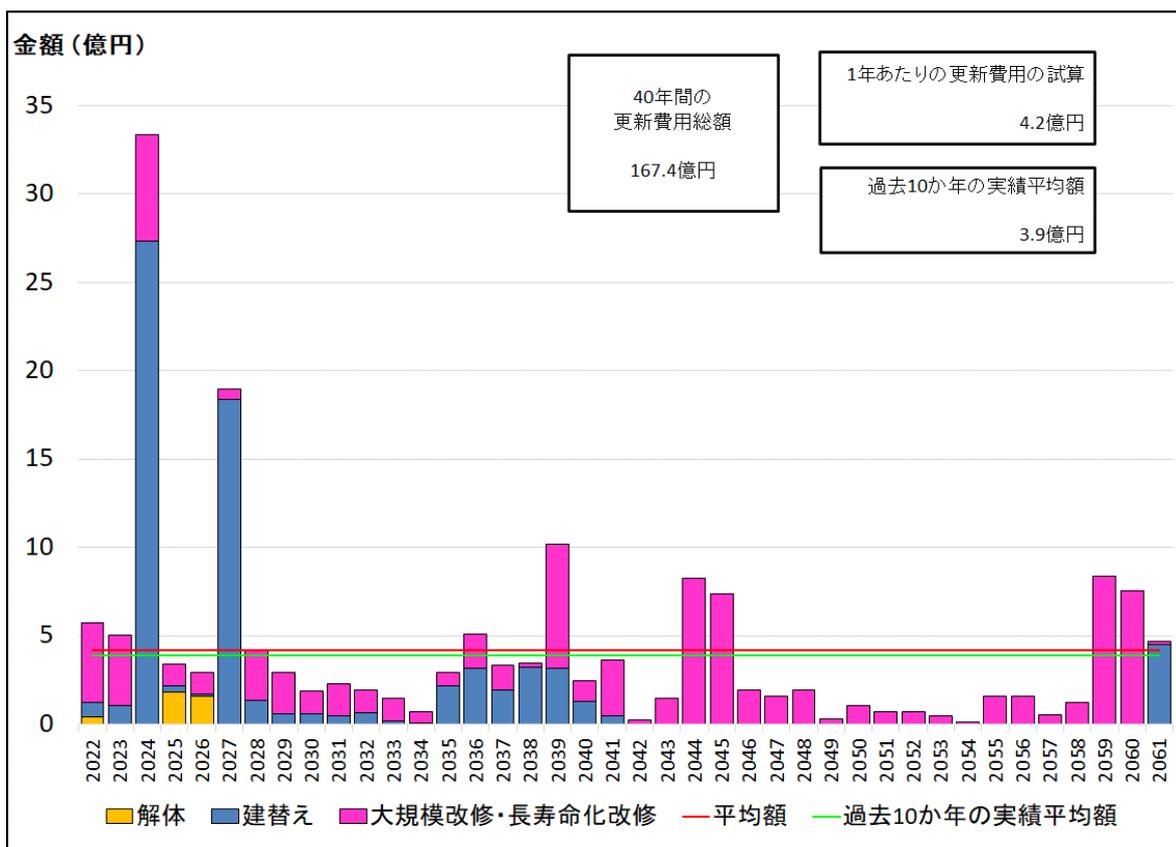
公共施設整備構想の費用の見込みと長寿命化型推計を整理した結果、今後40年間で167.4億円の更新費用を要し、1年間の平均としては、4.2億円かかる試算となりました。小学校やこども園の統を行い、長寿命化対策を行うことで、従来型推計と比べると、1年当たり1.2億円の削減効果があることが分かりました。但し、過去10か年の公共施設にかかる投資的経費の平均額は、約3.9億円であるため、小学校やこども園の統廃合に取り組んだとしても、過去の実績ベースでは費用を賄うことは難しいという試算結果となりました。

本町の現況や推計結果を踏まえて、以下のような検討を進めていきます。

- ・現在の公共施設整備構想の対象以外の施設についても、統廃合や総量の削減を検討します。
- ・中長期的には、平準化を図ることで、適切な維持管理及び更新を実施していきます。

- ・施設の保有量を縮減することで、更新費用及び現在要している維持管理経費の削減にもつなげます。
- ・施設の有効的な活用方法を検討し、収益の増加、財源の確保にも取り組みます。
- ・公共施設整備構想等への財源の確保にあたっては、有利な起債を調査し、活用を検討します。

図表 3-7：建物系公共施設の更新費用（長寿命化型推計+公共施設整備構想）



更新費用推計（長寿命化型）の前提条件及び試算方法

試算の方法

- ・計算は、従来型と同様、 $\text{更新単価} \times \text{延床面積} = \text{更新費用}$
- ・旧耐震基準の建物は、従来型の条件と同様。新耐震基準の建物は、以下に示す長寿命化型の条件で試算を行う。

耐用年数の設定（長寿命化型）

- ・長寿命化型の目標耐用年数 80 年

更新年数の設定（長寿命化型）

- ・建築後 40 年で長寿命化型改修（改修期間 2 年）
- ・建築後 20 年、60 年で予防保全的な大規模改修（改修期間 1 年）
- ・建築後 80 年で建替え（建替期間 3 年）
- ・改修や建替えの時期を過ぎてしまっている場合は、従来型と同様、今後 10 年間で均等割

試算に用いる単価（長寿命化型）

- ・建替えの単価は、従来型と同様。大規模改修（予防保全）と長寿命化改修の単価は下表のとおり。

長寿命化型の更新費用推計に関する設定・更新単価

施設分類	建替単価 (円/㎡)	長寿命化 改修単価 (円/㎡)	大規模改修(予 防保全)単価 (円/㎡)
町民文化系施設、社会教育系施設、 産業系施設、行政系施設	400,000	240,000	100,000
スポーツ・レクリエーション系施設、 保健・福祉施設、供給処理施設、公 園、その他施設	360,000	216,000	90,000
学校教育施設、子育て支援施設	330,000	198,000	82,500
公営住宅	280,000	168,000	70,000

(一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフト及び学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書付属エクセルソフトを参照)

3. インフラ

3.3.1 道路の更新費用

- 1年当たりの対策費用の見込みは0.3億円という試算が出ています。

道路については、過去の実績より更新費用の見込みを算出します。平成23年度から令和2年度の10か年の道路に係る投資的経費を1年当たりの平均を算出すると、0.3億円となりました。

今後の1年当たりの対策費用についても0.3億円を見込むこととします。

図表 3-8：道路の直近10か年の投資的経費（千円）

年度	投資的経費
平成23（2011）年度	21,431
平成24（2012）年度	7,471
平成25（2013）年度	15,036
平成26（2014）年度	11,226
平成27（2015）年度	30,029
平成28（2016）年度	18,173
平成29（2017）年度	20,431
平成30（2018）年度	10,454
令和元（2019）年度	42,414
令和2（2020）年度	87,576
平均	26,424

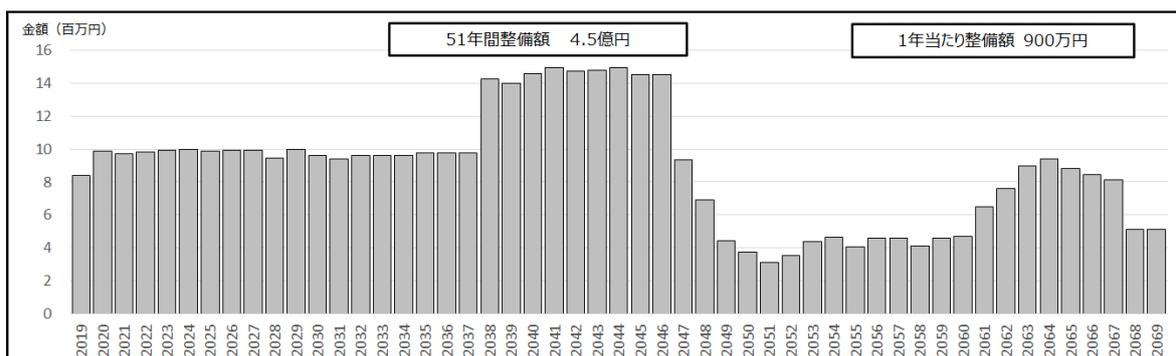
3.3.2 橋りょうの更新費用

- 今後、51年間の更新費用は、総額4.5億円という試算が出ています。

図表3-9は、橋りょうに関する将来の更新費用の見込みを示しています。琴平町道路橋長寿命化修繕計画（平成30年度策定）によると、予算平準化を加味した試算の結果は、今後51年間で約4.5億円、年平均を計算すると900万円の費用がかかる見込みとなりました。

予防的な修繕を行わない対症療法型の場合は、今後51年間で約27億円という推計結果であるため、長期的に見れば、修繕費の大幅な縮減（約22億円）が見込まれます。

図表3-9：橋りょうの更新費用

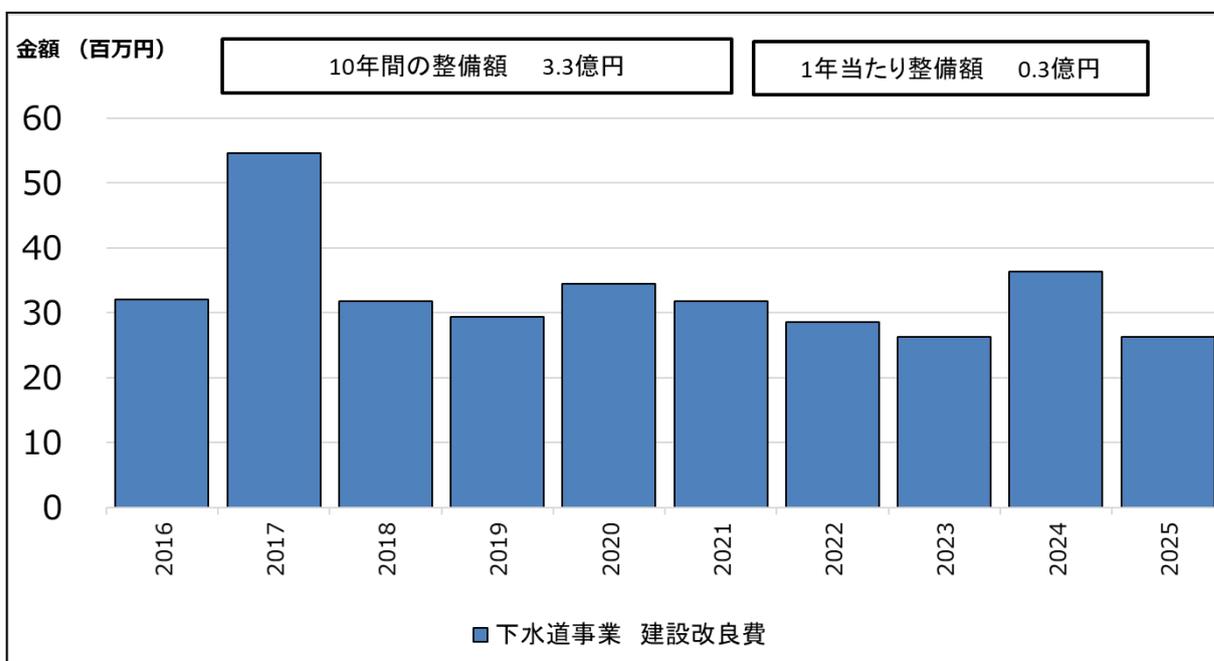


3.3.3 下水道施設の更新費用

● 今後、10年間の更新費用は、総額約3.3億円という試算が出ています。

下水道施設については、経営戦略より、費用の見込みを整理しています。2016年度から2025年度の10年間で必要とされる費用は3.3億円、年平均を計算すると0.3億円となりました。

図表 3-10：下水道施設の更新費用



4. 公共施設とインフラ全体

公共施設とインフラ全体の将来の更新費用について、長寿命化対策も加味して見込みを整理しています。整理した結果1か年当たり経費見込みの合計は4.9億円となりました。

今後の財政状況が厳しさを増すことが予想されることから、施設の保有面積の縮減や維持管理コストの縮減等について検討していく必要があります。

図表 3-11：公共施設とインフラ全体の将来の更新費用

種別	計画期間中の 経費見込み	計画（推計）期間	1か年当たり 経費見込み
建物系公共施設（長寿命化型 推計+公共施設整備構想）	167.4億円	40年間	4.2億円
道路	-	-	0.3億円
橋梁	4.5億円	51年間	900万円
下水道	3.3億円	10年間	0.3億円
1か年当たり経費見込みの合計			4.9億円

第4章 公共施設等の総合的な基本方針

1. 基本方針

公共施設等の将来のありかたについて、本町の人口や財政の状況、公共施設の現状と課題等をもとに、総合的な基本方針を定めます。

●基本方針1：コンパクトで住みよいまちづくりの推進

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るために、公共施設等のコンパクトタウンをめざし、安全・安心な暮らしを基盤に今後も住み続けたいまちづくりを推進します。

●基本方針2：バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

道路や公共施設等におけるバリアフリー化を推進していきます。また、誰もが利用できる施設整備、社会環境づくり、住民サービスの提供を基本とするユニバーサルデザインの推進を図ります。

●基本方針3：安心・安全なまちづくりの推進

地域防災計画に基づきながら、地域防災体制の整備を進めていきます。災害時に防災拠点や避難場所となる公共施設の機能強化を推進していきます。

2. 実施方針

基本方針に基づき、次のとおり実施方針を定めることとします。

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・ 日常の保守点検や定期点検、劣化診断等を行うことにより、施設の状況を正確に把握・分析し、点検・診断等の結果に基づき適切かつ効率的、効果的な維持管理を行います。
- ・ インフラ施設は、国等の基準に基づき調査及び点検を実施します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 点検、診断等の結果に基づき、維持管理、修繕、更新等を計画的に行う予防保全に取り組みます。
- ・ 民間の経営ノウハウや技術力など民間活力を取り入れる中で、最適な維持管理方法を検討し、柔軟な発想により財源等の活用を図ります。
- ・ 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用等により、環境への負荷の低減等に努め、維持管理費用の縮減を図るとともに、環境に配慮した整備を行います。
- ・ 本町のまちづくり、都市計画の方針に即した配置等を行います。

(3) 安全確保の実施方針

- ・ 利用者の安全確保を第一に、施設の維持管理を行います。
- ・ 点検、診断等により事故の未然防止に努めるとともに、異常や危険性が認められた場合は、緊急修繕、使用中止、除却等、適宜判断の上、速やかに適切な措置を講じます。

(4) 耐震化の実施方針

- ・ 旧耐震基準の施設で利用を継続する場合は、施設の特性、重要性、緊急性等を踏まえ、計画的に耐震改修を実施し、耐震化率 100%を目指します。
- ・ インフラ施設は、国等の基準に基づき必要な耐震補強など耐震化を図ります。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・維持管理、修繕、更新等を計画的に行う予防保全への転換に努めます。
- ・個別の長寿命化計画や方針等に基づき、計画的かつ効率的に施設の長寿命化を図ります。

(6) 統合や廃止の推進方針

- ・将来の人口見通しや行政コストの縮減等を勘案し、施設の総量や配置の最適化を図ります。
- ・既存の公共施設の状態にとらわれず、行政サービスとして必要な水準や機能などを踏まえ、検討を進めます。
- ・継続的に実施すべき行政サービスかどうか、当該妥当性について十分留意します。

(7) 行政サービス水準等の検討

- ・行政サービスの妥当性等を十分留意の上、行政サービスとして必要な水準や機能などを慎重に検討するとともに、施設の統廃合を検討する場合など、行政サービスの低下を招くおそれを生じる際は、水準低下が最小限となるよう努めます。

(8) 町民との情報共有の実施方針

- ・施設の利用者をはじめ、町民への施設情報の提供に努めます。

(9) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）の考え方を踏まえて、本町においてもユニバーサルデザインの街づくりを目指します。対応が必要な施設について、優先度や対応スケジュールについて検討します。

(10) 地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方

- ・本計画は、固定資産台帳のデータを基に、保有する全ての施設の更新等に係る経費見込みの試算を行い、本計画に掲載しています。
- ・固定資産台帳の掲載項目である取得日・耐用年数・面積・取得金額・減価償却累計額などの数値データや、その他の施設マネジメント情報を活用し

て、現状分析や方針の見直しを行っていきます。

(11) 保有する財産の活用や処分に関する基本方針

- ・売却可能候補地の公表等について検討します。また、財産の活用や処分に関しては、庁内の関連部局で、連携協力しながら、方針やルールづくりを進めていきます。

(12) PPP^{※2}／PFI^{※3}活用の実施方針

- ・PPP／PFI方式、指定管理者制度等、民間の資金や活力、外郭団体の特性等を踏まえ、最適な活用を検討する中で、公共施設の機能向上とともに、維持管理費用等の縮減を図ります。

(13) 隣接する市町等との連携方針

- ・広域連携することにより、効果が十分見込めるものについては、町域に関わらず、周辺自治体等との広域連携を図ります。
- ・国や県、近隣市町と連携を図り、公共施設の相互利用や共同設置等を検討します。

(14) 全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

- ・経営的視点や最適性の観点から、施設情報を一元的に把握の上、管理するとともに、全庁横断的な組織を積極的に活用し、今後の取組み等について検討します。
- ・すべての職員が、公共施設等に関する維持管理や利活用等に関するマネジメントの目的や意義を理解し、行政サービスの向上のため創意工夫に努め、実践していきます。
- ・上述の取組体制のもと、PDCAサイクルを活用し、進捗管理や計画の見直

※3 PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）は、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームです。

※4 PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）は、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。

しに継続的な取り組みます。

(15) フォローアップの方針

- ・ 社会の状況や町民ニーズ等を把握しながら、適宜、本計画の見直しを行います。
- ・ 今後、施設類型を基本に、個別の施設計画を策定し、本計画との整合性を踏まえながら、見直し等のフォローアップを行います。

第5章 施設類型ごとの基本方針

第4章「公共施設等の総合的な基本方針」に基づき、次のとおり施設類型ごとに基本的な方針を定め、取り組みを進めます。この基本方針は、対象施設について、①数量、②品質、③コストの観点から、考え方を記載しています。

- ① 施設の数量の適正性に関する基本的な考え方
 - ・施設の統廃合・更新の方針、施設数や延べ床面積等
- ② 施設の品質の適正性に関する基本的な考え方
 - ・施設の維持管理の方針、災害等に対する安全確保、耐震化、長寿命化等
- ③ 施設のコストの適正性に関する基本的な考え方
 - ・施設の省エネルギー対策、経費削減、経営の合理化・効率化等

1. 学校教育系施設

施設一覧

施設名	建物名	建物総延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)
琴平町立象郷小学校	象郷小学校	2750.02	1977
	象郷小学校 倉庫	32.00	1995
	象郷小学校 倉庫	16.00	1997
	象郷小学校 プール附属室	43.68	1986
	象郷小学校体育館	709.24	1980
琴平町立榎井小学校	榎井小学校	3676.94	1979
	榎井小学校体育館	912.13	1981
	榎井小学校 倉庫	43.20	1983
	榎井小学校 倉庫	-	2005
	榎井小学校 プール更衣室	43.68	1988
	榎井小学校 プール附属室	36.75	1988
琴平町立琴平小学校	琴平小学校	4311.08	1979
	琴平小学校体育館	979.50	1977
	琴平小学校 プール附属室	95.00	1987
琴平町立琴平中学校	琴平中学校 (新校舎)	4,361.82	2019
	新体育館	2,840.70	2019
	部室棟	94.00	2019
	屋外便所棟	39.60	2019
	受水槽ポンプ室	4.00	2019

方針

- ・これから学校施設のあり方については、本町の公共施設整備構想に沿って学校統廃合を目指します。それまでは全小学校の維持管理に努めます。
- ・中学校については、令和元年度に建て替えを実施しました。今後は予防保全の考え方を取り入れながら維持をしていきます。
- ・令和元年度に、善通寺市・琴平町・多度津町の1市2町で、PFI方式による新たな学校給食センターを建設しています。運営についても民間と行政のパートナーシップのもとで実施することで、給食の質の確保と整備運営コストの縮減を図ります。
- ・学校施設として求められる機能水準を保つため、必要となる各施設の改修及び教材器具等の整備に努めます。施設改修等の履歴情報を把握し、今後の計画を含む改修に努めます。
- ・学校施設について、定期的に点検・診断を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努め、修繕費の縮小・抑制に努めます。また、水道光熱費の削減に取り組み、運用や設備を検討し、省エネに努めます。

2. 町民文化系施設

施設一覧

施設名	建物名	建物総延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)
琴平町文化会館	琴平町文化会館 1F 歴史 民俗資料館	390.19	1988
	琴平町文化会館 2F 琴平 公民館	1022.63	1988
琴平町公会堂	琴平町公会堂	913.70	1981
象郷会館	琴平町象郷会館	164.80	1971
琴平町総合センター	琴平町中央公民館	654.08	1981
	琴平町老人福祉センター	553.26	1981
榎井公民館	榎井公民館	338.00	1990
琴平町教育集会所	教育集会所	174.78	1984
	デイサービスセンター	145.00	1995
琴平町婦人会教室	琴平町婦人会教室	62.41	
神明町・高藪集会所	神明町・高藪集会所	49.50	
阿波町北自治会集会 場	阿波町北自治会集会場	50.11	

方針

- ・ 公民館、集会場、公会堂、象郷会館、デイサービスセンター等の施設について、基本的に現状維持とします。
- ・ 隣保館について、施設整備計画を策定予定であり、施設のあり方を検討します。
- ・ 公民館及び集会場の各施設において、耐用年数や設備管理業者の意見を参考に計画的かつ効果的に取り組み、災害時における避難所としての機能を確保します。
- ・ 各施設について、施設の老朽化状況を把握し、計画的な維持修繕を行っていきます。また、省エネ型の設備への変更や、運用面での省エネ策を図るなど、コストダウンの方法を検討します。
- ・ 施設の電気設備に関しては業者に委託して月次点検を実施し、施設内の清掃は利用者との協働・連携により行っていきます。維持管理は基本的にはシルバーに委託し行いますが、職員自身も維持管理作業を行い、協力して施設の整備に努めます。
- ・ 適正な利用者負担のもと、施設利用者の増加に努め、より効果的な施設運営を図ります。

3. 社会教育系施設

施設一覧

施設名	建物名	建物総延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)
町立ギャラリー-ACT ことひら	ACT ことひら	457.38	

方針

- ・効果的・効率的な行政運営を前提とした上で継続します。
- ・今後も施設の状況を的確に把握し管理するため、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。
- ・運用や設備における省エネ策や、清掃などの委託費のコストダウンの方法を検討します。

4. スポーツ・レクリエーション/観光系施設、公園

施設一覧

施設名	建物名	建物総延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)
吞象楼	吞象楼	124.19	1954
旧金毘羅大芝居	旧金毘羅大芝居	1161.00	1975
	料金所	27.00	1976
	公衆便所	34.88	1991
	倉庫	199.89	1990
	倉庫	21.28	
	便所	27.36	1995
	便所	10.56	2004
いこいの郷公園	倉庫	49.91	1999
	便所 男子用・女子用	22.56	1999
	便所 兼用	11.28	1999
	体育館	6517.63	2004
	ポンプ室	70.00	1999
	ダッグアウト(レフト)	24.34	1999
	ダッグアウト(ライト)	37.98	1999

方針

- ・観光施設について、既存の観光資源の整備を行い、維持管理を徹底して、現状維持を図ります。
- ・町民のスポーツ活動の拠点となっている公園の有効活用を図り、施設の維持、更新を図ります。
- ・今後施設の利用方法について検討する中で、必要箇所を維持修繕していきます。公園等施設の管理運営体制の充実・利用促進を図ります。
- ・維持管理のための費用は必要最小限となっておりますが、今後は、施設の利用方法を検討する中で費用面を勘案し、維持修繕します。
- ・適正な利用者負担、運用や設備における省エネ策や清掃などの委託費のコストダウンの方法を検討します。

5. 子育て支援施設

施設一覧

施設名	建物名	建物総延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)
琴平町立北幼稚園	北幼稚園	365.31	1980
琴平町立南幼稚園	南幼稚園	496.28	1983
琴平町立北保育所	北保育所	507.47	1980
琴平町立南保育所	南保育所	948.70	1983

方針

- ・令和4年4月より、北幼稚園及び北保育所は北こども園に、南幼稚園及び南保育所は南こども園にそれぞれ一元化します。
- ・子ども園の今後の施設のあり方については、公共施設整備構想に沿って、さらに検討します。
- ・各施設について、老朽化状況を把握し、安心安全面を考慮しながら、効率的・効果的な維持修繕を行っていきます。施設改修等履歴などの情報を把握し、適切な改修・更新に努めます。
- ・定期的に点検・診断を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努め、修繕費の縮小に努めます。水道光熱費が割高の施設については、運用や設備における省エネ策を検討します。清掃等の委託費については、コストダウンの方法を検討します。
- ・行政が担う施設サービスの範囲を見極めつつ、経費の節減やより効率的、効果的な施設運営を図ります。

6. 保健・福祉施設

施設一覧

施設名	建物名	建物総延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)
琴平町社会福祉センター	琴平町社会福祉センター	795.08	1978
介護予防拠点施設 ゆうあいの家	介護予防拠点施設 ゆうあいの家	106.68	2003
琴平町ふれあい交流館	琴平町ふれあい交流館	388.05	1978

方針

- ・社会福祉センターとゆうあいの家については、町の福祉の拠点として、今後も施設の更新を前提とします。
- ・各施設の老朽化状況を把握し、計画的に修繕等を行い、長寿命化を図ります。
- ・維持管理費を分析しコストダウンに努めます。

7. 行政系施設

施設一覧

施設名	建物名	建物総延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)
琴平町役場庁舎	琴平町役場庁舎	2266.07	1972
琴平町教育委員会	琴平町教育委員会	376.00	1976
琴平町消防団本部	琴平町消防団本部	187.92	1979
琴平町第2分団消防屯所	琴平町消防団第2分団屯所	49.51	2005
琴平町第3分団消防屯所	琴平町消防団第3分団屯所	58.83	1986
琴平町消防団谷川倉庫	琴平町消防団谷川倉庫	4.95	

方針

- ・ 市民の利便性やニーズに合わせて施設のコンパクト化を図っていきます。
- ・ 本庁舎については、耐震診断結果により、移転若しくは新設する必要があるため、公共施設整備構想に沿って、施設のあり方を検討します。
- ・ 消防団施設など防災機能については、消防用機材の格納及び、自然災害などの地域防災の活動拠点として、自主防災組織との連携強化に資する効率的な整備と維持管理に努めます。
- ・ 防災上重要建築物について、耐震性の確保を図ります。また、耐震診断基準に基づく診断の結果、耐震性が不十分と判定された施設については、計画的に耐震補強工事を行います。

8. 公営住宅

施設一覧

施設名	建物名	建物総延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)
平松第1団地	平松第1団地(S46)	104.16	1971
	平松第1団地(S47)	138.88	1972
	平松第1団地(S51)	183.20	1976
平松第2団地	平松第2団地(S58)	135.76	1983
	平松第2団地(S58)	135.76	1983
	平松第2団地(S59)	271.52	1984
北野町第2団地	北野町第2団地	272.80	1985
北野町南団地	北野町南団地 A 棟	487.99	1995
	北野町南団地 B 棟	484.46	1996
	北野町南団地 C 棟	487.99	1999
	北野町南団地 D 棟	484.46	1999
	北野集会場	69.94	1995
神明町住宅	神明町住宅	49.50	
豊明第1団地	豊明第1団地(S53)	223.12	1978
	豊明第1団地(S54)	241.42	1979
豊明第3団地	豊明第3団地 A 1 棟	436.45	2003
	豊明第3団地 B 1 棟	436.45	2003
	豊明第3団地 B 2 棟	501.52	2005
	豊明第3団地 C 1 棟	436.45	2007
	豊明第3団地 C 2 棟	436.45	2007
	豊明第3団地 C 3 棟	436.45	2007
	豊明第3団地 D 1 棟	338.12	2003
	豊明第3団地 D 2 棟	328.00	2005
北野町団地	北野町団地 A 棟	569.00	1987
	北野町団地 B 棟	378.18	1988
	北野町団地 C 棟	380.26	1988
	北野町団地 D 棟	756.36	1990
	北野町団地 E 棟	846.91	1992
福田住宅	福田住宅	29.85	
富士見町公営住宅	富士見町公営住宅	78.99	1947

方針

- ・世帯数の将来推計などから、町営住宅に対する今後の需要動向を踏まえ、既存ストックの更新や長寿命化を図ることにより、町営住宅の適切な供給量と管理戸数の確保に努めます。
- ・建物の老朽化や劣化による事故、居住性の低下等を未然に防ぐ予防保全的な維持管理が重要であり、棟単位の修繕履歴データを整備しその更新を図ります。定期的な保守点検等を実施し、事故等を未然に防ぐとともに修繕や改善の効率化に繋がります。
- ・老朽化が進んだ施設は、施設の維持コストが増えることが予想され、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。

9. 産業系施設

施設一覧

施設名	建物名	建物総延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)
象郷農業構造改善センター	象郷農業構造改善センター	442.29	1993

方針

- ・象郷農業構造改善センターは、農村住民のコミュニティー活動の拠点施設であるため、今後も現状維持していきます。
- ・老朽化状況を把握し、計画的に維持修繕を行っていき長寿命化を図ります。
- ・定期的に点検を行い、要補修箇所の早期発見に努め、修繕費の縮小に努めます。

10. その他の建物系公共施設

施設一覧

施設名	建物名	建物総延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)
本庁舎車庫・倉庫	車庫・倉庫	216.13	
琴平町斎場	琴平町斎場	409.92	1991
琴平センター	琴平センター	16.06	2011
マイクロバス車庫・雑品庫	マイクロバス車庫・雑品庫	91.12	1994
北神苑公衆便所	北神苑公衆便所	47.52	1998
JR 琴平駅前公衆便所	JR 琴平駅前公衆便所	59.76	2000
札の前公衆便所	札の前公衆便所	68.00	
町営駅前西駐車場トイレ	公衆トイレ	15.00	
町営駅前西駐車場管理小屋	管理小屋	3.90	
町営駅前東駐車場トイレ	公衆トイレ	15.00	
町営駅前東駐車場管理小屋	管理小屋	3.90	
旧琴平町学校給食センター	旧琴平町立学校給食センター	405.76	1977
旧琴平町立児童館	旧琴平町立児童館	176.02	1964
旧社会福祉法人琴平助産院	旧社会福祉法人琴平助産院	305.64	1969
旧火葬場管理事務所	旧火葬場管理事務所	115.85	

方針

- ・ 定期的に見回りを行い、修繕箇所及び老朽化状況の把握に努め、施設維持の計画を立てていきます。
- ・ 定期的な点検及び修繕を行うことで、要補修箇所の早期発見に努め、修繕費の縮小に繋がります。
- ・ 町内のトイレについて、和式トイレに加え、順次洋式トイレの設置にも努めていきます。利用者からの要望も踏まえて、委託している清掃の回数を増やし、施設をより清潔で適切な状態で維持します。

11. 道路

方針

- ・全町的な交通体系を考慮し、実情にあわせて順次、計画的に整備事業を進めます。
- ・安全で快適な道路を提供するため、歩道の設置や交差点改良、路側の整備等道路の質的改良にも努めます。
- ・道路の法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について、防災工事等を行います。
- ・ライフサイクルコストの縮減を図るため、計画的に道路の維持管理を行います。

12. 橋りょう

方針

- ・橋梁長寿命化修繕計画に沿って、適切な維持管理、長寿命化を図ります。
- ・町が管理している橋りょうについては、長寿命化計画を策定しており、これに基づき適正な管理・整備を行っていくとともに、定期的な点検や通常パトロール時の点検を実施します。
- ・橋りょうの修繕費用を長期的な視点から縮減し、かつ対策費用が一定時期に集中することを回避します。橋梁の優先度を考慮し、対策費用の平準化を図ります。

13. 下水道施設

方針

- ・上水道施設については、平成 29 年度に香川県広域水道企業団に資産を移譲しています。
- ・下水道施設について、効率的な事業の整備を行ってきた結果、面整備事業がほぼ完了した状況です。今後は、整備事業からストックの適正な維持管理業務に移行するため、定期的な事業計画のフォローアップに努めていきます。
- ・下水道施設について、災害による管路施設の被害を最小限にとどめ、住民の衛生的な生活環境を確保するため、重要な幹線等の耐震対策に取り組み、施設の安全強化、バックアップ及び応急体制の整備、施設管理図書の整備等を図ります。
- ・下水道施設について、昭和 62 年から整備開始した管渠施設が 30 年を経過することから、今後、管渠のストックマネジメントを行い、適正な時期に長寿命化計画を策定します。
- ・下水道施設について、水洗化率の向上を図り、有収水量及び使用料収入が増加するように努め、施設の健全な財政の維持に努めます。

14. 治山・治水

方針

- ・災害の防止のため、適切な機能維持を図ります。
- ・町管理の河川について、平常時から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限に止めるよう堤防の維持、補修、堆積土砂の除去等を行います。
- ・地すべり危険箇所について、地すべり発生の危険性が高いと判断された場合には、地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を実施します。
- ・緊急性及び効果の高い箇所から優先して計画的な費用支出を行います。

15. 農林業関連インフラ

方針

- ・適正な管理に努め、農業生産基盤の充実を図ります。農地や農道、用排水施設などの農業生産基盤の充実や遊休農地・耕作放棄地対策を図ります。
- ・町内には、多くの農道、用排水路があり、老朽化して整備を要するものも多いため、順次整備工事及び維持補修工事を図ります。
- ・軽微な用排水施設の修繕については、用水を管理する地元が早期修繕を行うことにより大規模な修繕等を回避します。

第6章 おわりに

本計画の策定によって、公共施設やインフラ等についての将来の更新費用や投資的経費が明らかになり、将来の財政運営を行う上での検討課題が浮かんできました。これらの課題に対して、本計画で定めた総合的な基本方針及び実施方針に基づいて、対応を図る必要があります。

今後は、個別の施設ごとに具体的な行動計画を定めた長寿命化計画・個別施設計画の策定及び更新を行っていく必要があります。また、公共施設のあり方については、住民や利用者等の意見も踏まえて、検討を進めることとします。

社会経済情勢が変化する中、今後の公共施設のあり方を再検討し、本町の貴重な財産を持続可能な形で活用していく必要があります。将来を見据えて、本計画で示された課題を解決しながら、本町が掲げる将来のまちづくりを進めていきます。